

令和 8 年度 名寄中学校いじめ防止基本方針

名寄市立名寄中学校

<はじめに>

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

このため、本校は、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関する基本的な方針（以下「名寄中学校いじめ防止基本方針」という。）を定め、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、名寄市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）と適切な連携を図りながら、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる学校をつくります。

第 1 章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1) いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。

(2) 全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、これを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めます。

(3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政等の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服します。

3 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはなりません。

4 関係者の責務や役割

(1) 本校及び教職員の責務

① 生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処することとします。

② 教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、生徒一人一人についての理解を深めるとともに生徒との間の信頼関係の構築に努めることとします。

(2) 保護者の責務

- ① 子の教育について第一義的責任を有し、その言動が保護する生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該生徒がいじめを行うことのないようにするため規範意識、生命を大切にし、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努めることとします。
- ② その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護することとします。
- ③ 市教育委員会及び本校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めることとします。

(3) 地域住民等の役割

- ① 地域において生徒と触れ合う機会を大切にし、地域全体で生徒を見守るとともに、名寄中学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者とが連携協力して、生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めることとします。
- ② いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に名寄中学校へ通報するなど、市教育委員会及び名寄中学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることとします。

第2章 いじめの防止等のために本校が実施する施策

1 名寄中学校いじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

- (1) 名寄市いじめ防止基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。
- (2) 名寄中学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、本校に在籍する生徒の保護者及び地域住民の参画を得るとともに、本校に在籍する生徒の意見を反映させるよう努めます。

2 いじめの防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「名寄中学校いじめ防止等対策委員会及び調査委員会」という。）を置きます。

3 いじめの未然防止、早期発見に関すること

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進します。
- (2) いじめを防止するため、生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援を行います。また、生徒及びその保護者並びに教職員等に対するいじめの防止に関する理解その他の必要な措置を講じます。
- (3) 生徒、保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行います。
- (4) 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行います。
- (5) いじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見、早期解消を図るため、質問票の使用及び生徒への面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講じます。
- (6) 生徒、保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備します。また、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮します。

4 いじめへの対処に関すること

- (1) いじめの通報を受けたときその他生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を市教育委員会に報告します。
- (2) いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得て継続的に対応します。
 - ① いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援
 - ② いじめを行った生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言
- (3) 必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講じます。
- (4) いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよういじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該いじめ事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講じます。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所管警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- (6) 校長及び教員は、本校に在籍する生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加えることができます。

第3章 重大事態への対処

- 1 本校は、次の重大事態が発生した疑いがあると認める場合には、市教育委員会に報告します。又、生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申立てがあったときも同様とします。
 - (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- 2 本校は、市教育委員会の指導助言の下、当該重大事態に対処するとともに、速やかに名寄中学校いじめ防止等対策委員会及び調査委員会を活用し、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- 3 本校は、上記2の調査を行うに当たっては、必要に応じて第三者の参画を得ます。
- 4 本校は、上記2の調査が終了したときは、その調査結果を市教育委員会に報告します。この場合において、いじめを受けた当該生徒又はその保護者が希望するときは、当該生徒又はその保護者の意見を記載した書面を添付します。
- 5 本校は、上記2の調査が終了したときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた当該生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係その他必要な情報を適切かつ迅速に提供します。
- 6 本校は、上記2の調査の結果を踏まえ、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

第4章 取組の点検、評価等

本校は、名寄中学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを見直します。

重大事態対応フロー図について

<市教育委員会に重大事態の発生を報告>

(※市教育委員会から市長に報告)

【重大事態】

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

<市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断>

本校が調査主体の場合

①本校の下に、重大事態の調査委員会を設置

- ※委員会の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ※「いじめ防止等の対策のための委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

②調査委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※これまでに本校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。)
- ※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

④調査結果を市教育委員会に報告

- ※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤調査結果を踏まえた必要な措置

いじめ防止等対策委員会及び調査委員会について

